

財務省告示第九十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年二月二十七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日
利付国庫債券（五年）（第五十三 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で四千五百十二億円	四千四百四十九億九千二百四十 万	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年二月二十七日	額面金額百円につき九十九円九

十 十  
二 一

の 経 利  
払 過 子  
込 利 率  
み 子 率

十 五 銭  
年 一 ・ 〇 パーセント  
日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額  
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期  
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{69}{365}}$$

十 三

初 期  
利 子

平 成 十 八 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四

第 二 期  
以 後  
の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五

償 還 期  
限

平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 六

元 利 金 支

日 本 銀 行

十 七

払 込 期 日

平 成 十 八 年 二 月 二 十 七 日

十 八